

平成20年9月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 矢口真知
 平成19年(行コ)第213号 固定資産税等減免不許可処分取消請求控訴事件
 (原審・新潟地方裁判所平成17年(行ウ)第4号)

口頭弁論終結の日 平成20年6月19日

判 決

新潟市中央区竜が島1丁目4番2号

控 訴 人

有限会社祖国往来記念館管理会

同 代 表 者 代 表 取 締 役

李 主 炫

新潟市中央区竜が島1丁目4番2号

控 訴 人

在 日 本 朝 鮮 人 総 聯 合 会

新 潟 県 本 部

同 代 表 者 委 員 長

李 主 炫

上 記 両 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

床 井 茂

同

稲 葉 不 二 男

同

古 川 健 三

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

被 控 訴 人

新 潟 市 長

篠 田 昭

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

坂 井 照 一

同

斉 木 悦 男

同

山 田 聡 之

同 指 定 代 理 人

丸 山 賢 一

同

永 井 賢 一

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人が、控訴人在日本朝鮮人総联合会新潟県本部（以下「控訴人新潟県本部」という。）に対し、平成16年4月28日付けで同控訴人に対して行った、原判決別紙物件目録(1)（原判決35頁の（別紙）に「物権目録(1)」とあるのは「物件目録(1)」の誤記と認め、上記のとおり更正する。）記載の各不動産に係る平成16年度分固定資産税及び都市計画税減免決定（ただし、同決定をもって減免を承認した部分を除く。）を取り消す。
- (3) 被控訴人が、控訴人有限会社祖国往来記念館管理会（以下「控訴人記念館管理会」という。）に対し、平成16年4月28日付けで同控訴人に対して行った、原判決別紙物件目録(2)記載の各不動産に係る平成16年度分固定資産税及び都市計画税減免決定（ただし、同決定をもって減免を承認した部分を除く。）を取り消す。
- (4) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人新潟県本部が原判決別紙物件目録(1)記載の各不動産に係る平成16年度分固定資産税及び都市計画税減免決定のうち減免不許可とした部分の取消しを請求し、控訴人記念館管理会が原判決別紙物件目録(2)記載の各不動産に係る平成16年度分固定資産税及び都市計画税減免決定のうち減免不許可とした部分の取消しを請求する事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却した。控訴人らは、これを不服として控訴を提起した。

2 争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次の3のとおり当審における控訴人らの主張を追加するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」の2ないし4（原判決2頁23行目から25頁12行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決16頁16行目及び19行目の各「碇泊場所」をいずれも「停泊場所」に改める。）。

3 当審における控訴人らの主張

旅券査証の発給業務等の在外公館が行っている業務に準ずる業務のほか、これに付随する業務は、新潟市市税条例67条1項2号所定の「公益のために直接専用する」という要件を満たすのであり、在外使節団の事業への使用、自治会に準じた地域団体としての控訴人新潟県本部の活動は、同号所定の上記の要件を満たすと解すべきである。そして、本件不動産の使用状況は上記の要件に当てはまるから、本件処分は違法である。

~~第3~~ 当裁判所の判断

1 認定事実

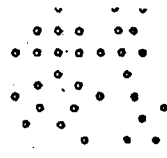
認定事實は、原判決「事実及び理由」欄中の「第3 当裁判所の判断」の1の(1)（原判決25頁14行目から31頁18行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決28頁23行目から24行目にかけての「原告記念館管理会に対し、」を「平成12年度分以降の賦課期日における納税義務者（地方税法343条1項、2項、702条2項）となった控訴人記念館管理会に対し、」に改める。）。

~~2~~ 理由

地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる（憲法94条）、地方税法348条2項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」（同

項1号)、「公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地」(同項5号)、「公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝」(同項6号)、「学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人(中略)がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産」(同項9号)等を列挙し、地方税法348条9項は、「市町村は、外国の政府が所有する次に掲げる施設の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない。(中略)1 大使館、公使館又は領事館 2 専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設 3 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設」と規定し、~~同法367条~~は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者~~その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。~~と規定する。

新潟市市税条例67条1項は、「市長は、次の各号に該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。」と規定し、同項2号は、「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)」と規定するところ、同号の定める上記の要件は、地方税法の上記各規定と整合的に解釈されなければならないことは当然のことである。そこで、この見地から検討すると、同号は、地方税法348条2項等が定める固定資産税の非課税の範囲に含まれないために固定資産税の課税の対象となる固定資産について、その納税義務者が同法367条所定の要件を満たす場合に、固定資産税を減免することができる旨を定めたものといえることができる。したがって、固定資産が新潟市市税条例67条1項2号所定の「公益のために直接専用する」という要件を満たすというためには、その納税義務者が地方税法367条所定の要件も満たすといえることができなければならず、同条所定の「特別の事情がある者」に該当することを要し、かつ、その納



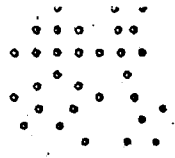
税義務者が「公益のために直接専用する」固定資産であることを要すると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、前記引用に係る原判決の認定事実によれば、被控訴人は、原判決別紙物件目録(1)番号1の建物(朝鮮会館)のうち2階部分(同建物全体の25%に相当する部分)について、旅券及び査証の発給業務等に使用され、在外公館に準じた機能を有し、公益性があると認め、同番号2の建物(朝鮮会館付属倉庫)のうち25%に相当する面積部分について、同業務に付随する目的のために使用され、公益性があると認め、同(2)番号4の土地についても、前記の同(1)番号1及び2の各建物の敷地として使用されていたとして、その25%に相当する面積部分も、同様に公益性があると認め、これら不動産について、課税額の25%を減免することとしたが、上記の措置については、地方税法の上記各規定にかんがみ、~~控訴人新潟県本部が旅券及び査証の発給業務等にかかわりを有する限度において~~地方税法367条所定の「特別の事情がある者」に該当し、かつ、固定資産を「公益のために直接専用する」ということができるのであり、~~その限度においてこれを是認することができる。~~しかしながら、本件不動産の~~倉の余の部分~~については、その納税義務者が地方税法367条所定の「特別の事情がある者」の要件を満たすものとはいえず、新潟市市税条例67条1項2号所定の「公益のために直接専用する」という要件を満たすものとはいえないのであって、このことは、控訴人らが本件不動産の使用状況について主張する事実を前提としても、左右されるものではないというべきである。

したがって、被控訴人が行った本件処分について、控訴人らが主張する違法事由は認め難く、控訴人らの請求に基づいて取り消すべき違法はないというべきである。

3 当審における控訴人らの主張に対する判断

控訴人らは、旅券査証の発給業務等の在外公館が行っている業務に準ずる業



務のほか、これに付随する業務は、新潟市市税条例67条1項2号所定の「公益のために直接専用する」という要件を満たすと主張し、在外使節団の事業への使用、自治会に準じた地域団体としての控訴人新潟県本部の活動は同号所定の上記の要件を満たすと主張する。そして、本件不動産の使用状況は上記の要件に当てはまるものであるとして、本件処分は違法であると主張する。

しかしながら、新潟市市税条例67条1項2号については前記のとおりに解釈すべきであり、本件の事実関係の下では前記のとおりに判断すべきであって、控訴人らの上記主張は、前記の判断に抵触する限度では採用の限りでない。

第4 結論

以上の認定及び判断の結果によると、控訴人らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。よって、当裁判所の上記判断と結論において符合する原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 渡 邊 等

裁判官 高 世 三 郎

裁判官 西 口 元

これは正本である。

平成20年9月18日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官

矢口真知

